

東京味わいフェスタ 2026 実行委員会設置要綱

（設置目的）

第 1 条 東京産の農林水産物やこれを用いた料理、時代を超えて受け継がれてきた伝統文化など、東京の多彩な魅力を国内外に発信することを目的としたイベント「東京味わいフェスタ 2026（以下「フェスタ」という。）」を円滑に運営するため、東京味わいフェスタ 2026 実行委員会（以下、「実行委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （１） フェスタの企画に関する事
- （２） フェスタの広報に関する事
- （３） フェスタの実施に関する事
- （４） フェスタの事業成果の総括に関する事
- （５） その他設置目的を達成するために必要な事項

（議決事項）

第 3 条 実行委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- （１） 事業計画の策定及び事業報告の承認に関する事
- （２） 予算の編成及び決算の承認に関する事
- （３） 賠償問題に関する事
- （４） その他フェスタ運営に関する事項

（委員）

第 4 条 委員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、解散の日までとする。

- 2 ただし、任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者の任期とする。

（委員長・議決等）

第 6 条 委員長は一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会代表者をもって充てる。

- 2 委員長は必要に応じて委員会の会議を招集し、主宰する。また、関係者等に会議への出席、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 実行委員会は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
- 5 議決事項は、出席した委員（代理出席を含むが、当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 実行委員会の議長は委員長があたり、委員長が不在の場合は、委員長があらかじめ指名した者がこれにあたる。
- 7 委員または事務局が、実行委員会の議決事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、実行委員会においてその提案を可決する旨の議決があったものとみなす。
- 8 会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。

（監事）

第7条 委員会に監事を置く。

- 2 監事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 監事は、必要に応じて委員会の業務執行及び会計処理の状況を監査する。
- 4 監事は、委員会の収入及び支出の処理が完了した後、委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類について監査を行い、その結果を委員長に報告する。

（事務局の設置）

第8条 委員会の事務を処理するため、東京味わいフェスタ 2026 実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）を設置する。

- 2 事務局員は、別表3に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 事務局長は、東京都産業労働局安全安心・地産地消推進担当部長をもって充てる。
- 4 事務局長は、委員長の命を受け、委員会の事務を統括する。

（経費）

第9条 実行委員会の運営に必要な経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

（解散）

第10条 実行委員会は、フェスタが終了した後に開催される実行委員会の会議における議決を経て解散する。ただし、解散日はすべての事務処理が終了した後とする。

（規程等）

第11条 実行委員会における事務規程及び財産規程については、実行委員会において定めるものとする。

（その他）

第 12 条 本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 7 月 3 日から施行する。

東京味わいフェスタ2026_実行委員会構成員

【別表1】東京味わいフェスタ2026実行委員会 委員

実行委員長	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会 業務執行理事
実行委員	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会 都市運営・プロモーション部会 部会長
〃	三菱地所株式会社 エリアマネジメント事業部長
〃	三井不動産株式会社 日比谷街づくり推進部事業グループ 統括
〃	株式会社東京国際フォーラム 事業推進部長
〃	東京ガス株式会社 地域共創カンパニー 東京支社長
〃	千代田区 環境まちづくり部長
〃	千代田区 地域振興部長
〃	江東区 地域振興部長
〃	東京都農業協同組合中央会 都市農業支援部 東京農業推進室 課長
〃	東京都漁業協同組合連合会 専務理事
〃	東京都建設局 道路管理部長
〃	東京都保健医療局 食品医薬品安全担当部長
〃	東京都産業労働局 商工部長
〃	東京都産業労働局 観光部長
〃	東京都産業労働局 農林水産部長

【別表2】東京味わいフェスタ2026実行委員会 監事

監事	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会 都市運営・プロモーション部会 副部会長
〃	東京都産業労働局 総務部計理課長

【別表3】東京味わいフェスタ2026実行委員会 事務局

事務局長	東京都産業労働局 安全安心・地産地消推進担当部長
事務局	東京都産業労働局 総務部産業政策専門課長
〃	東京都産業労働局 農林水産部農林水産施策推進担当課長
〃	東京都産業労働局 農林水産部調整課統括課長代理(管理担当)
〃	東京都産業労働局 農林水産部調整課課長代理(事業推進担当)
〃	東京都産業労働局 農林水産部調整課主事(事業推進担当)